

第4次 府中市職員工コ・アクションプラン

府中市職員による環境負荷低減のための
地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）

平成28年3月

（令和3年3月一部改訂）

府中市

目 次

第1章	これまでの取組の成果.....	1
1.	取組の経緯.....	1
2.	取組の達成状況	2
第2章	計画の基本的事項.....	3
1.	計画の目的.....	3
2.	計画の位置付け	3
3.	対象とする温室効果ガス	4
4.	計画期間	5
5.	基準年度	5
6.	対象範囲	5
7.	計画で用いるガイドライン	5
8.	計画の公表.....	5
第3章	温室効果ガス削減目標.....	6
1.	全体目標	6
2.	個別目標	7
3.	環境負荷低減行動に関する目標	7
第4章	取組内容	8
1.	基本的視点.....	8
2.	具体的な環境配慮行動の例示.....	9
第5章	計画の進行管理.....	13

第1章 これまでの取組の成果及び今後の取組

1. 取組の経緯

本市では、平成13年に府中市職員エコ・アクションプランを策定し、温室効果ガス排出量の削減及び省エネルギー・省資源等の取組を推進してきました。

府中市職員エコ・アクションプランにおいては、平成11年度を基準年度として、温室効果ガス排出量を5%以上削減することを目標に取組を推進しましたが、目標年度である平成17年度において温室効果ガス排出量は基準年度比で3.8%削減であり、目標を達成できませんでした。

また、第3次府中市職員エコ・アクションプランでは、平成16年度を基準年度として、温室効果ガス排出量を5%以上削減することを目標に取組を推進しましたが、目標年度である平成22年度における温室効果ガス排出量は基準年度比で5.4%増加し、目標は達成できませんでした。

令和2年度に計画期間終了となる第4次府中市職員エコ・アクションプランにつきましては、府中市環境基本計画及び地球温暖化対策地域推進計画が令和5年度を初年度として、次期計画を策定することを踏まえ、計画改定時期を合わせるため、令和4年度まで延長しました。

図表1 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の経緯

時期	取組内容
平成11年10月	府中市環境基本条例施行
平成13年3月	府中市職員エコ・アクションプラン策定
平成14年2月	ISO14001認証取得
平成15年2月	府中市環境基本計画策定
平成16年2月	府中市環境行動指針策定
平成18年3月	第2次府中市職員エコ・アクションプラン策定
平成23年3月	第3次府中市職員エコ・アクションプラン策定
平成26年1月	第2次府中市環境基本計画策定
平成26年3月	府中市環境行動指針見直し
平成28年3月	第4次府中市職員エコ・アクションプラン策定
令和3年3月	第4次府中市職員エコ・アクションプラン一部改訂

2. 取組の達成状況

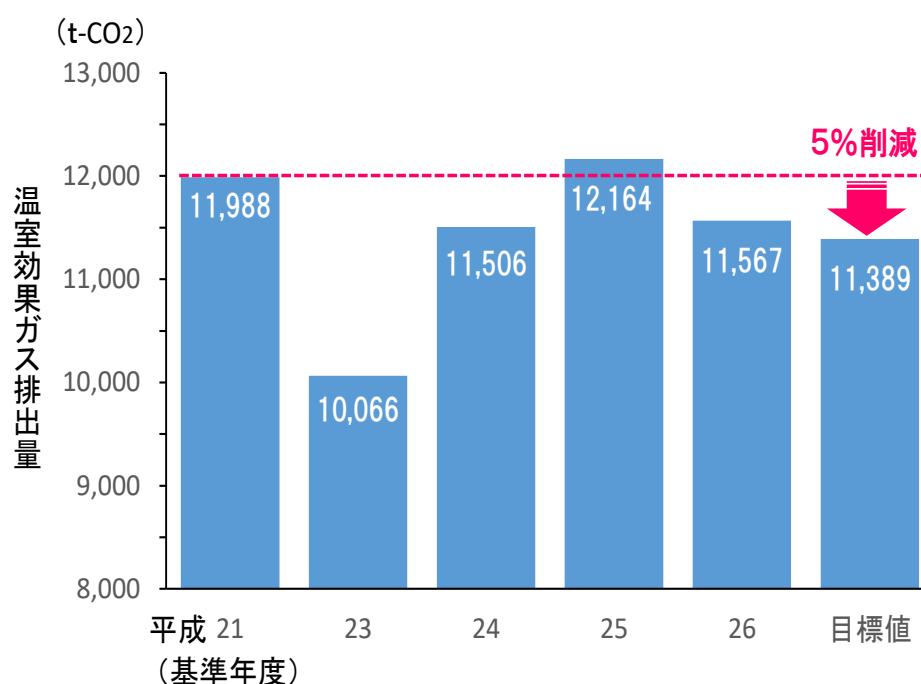
第3次府中市職員エコ・アクションプラン（以下「第3次プラン」といいます。）は、平成21年度を基準年度として、目標年度である平成27年度において温室効果ガス排出量を5%以上削減することを目標としていますが、平成26年度の温室効果ガス総排出量は、11,567t-CO₂で、基準年度比の3.5%の減少であり、現状では目標の達成は難しい状況でした。

第3次プランの計画期間についてみると、平成23年度は、東日本大震災が発生し、電力使用制限令が発令され、空調の温度管理の徹底や照明の間引き、消灯の励行のみならず、図書館等施設の開館時間の短縮や施設の一部の使用制限等を実施したことにより、基準年度比約16%の温室効果ガスを削減できました。（参照 図表2）

第4次府中市職員エコ・アクションプラン（以下「第4次プラン」といいます。）計画期間においては、平成29年度に学校給食センターが新設されました。また同年、府中グリーンプラザが廃止され、府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業に係る施設建築物（以下「武蔵府中ル・シーニュ」といいます。）に新設された公共施設（以下、「市民活動センター プラッツ」といいます。）に機能が移行されました。

また、平成28年度から30年度までの間、温室効果ガス総排出量を64,783t-CO₂に抑えることを目標としておりましたが、実績としては61,759t-CO₂まで抑えることができました。（参照 図表5）

図表2 府中市の温室効果ガス排出量の推移（第3次プラン）



第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

府中市職員エコ・アクションプラン（府中市職員による環境負荷低減のための地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編））は、府中市の職員が、事務事業の実施に伴う環境への負荷を低減するための行動（以下「環境負荷低減行動」といいます。）を自ら率先して実行することにより、地球温暖化対策を始めとする地球環境保全施策の推進を図ることを目的とします。

図表3 地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

- | |
|---|
| <p>第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 計画期間二 地方公共団体実行計画の目標三 実施しようとする措置の内容四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項 <p>8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。</p> |
|---|

2. 計画の位置付け

（1）地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画

府中市職員エコ・アクションプランは、我が国の地球温暖化対策の枠組みを定めた地球温暖化対策の推進に関する法律に定める、地方公共団体実行計画（事務事業編）に該当します。今後、第4次プランに基づいて、府中市の職員が率先して地球温暖化対策の取組を推進していきます。

（2）府中市環境マネジメントシステムとの関係

府中市環境マネジメントシステムは、府中市職員エコ・アクションプランを推進するための「仕組み」です。本市では、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の規格要求事項を踏まえて作成した「府中市環境マネジメントマニュアル」に基づき、環境マネジメントシステムを運用しています。

3. 対象とする温室効果ガス

第4次プランでは、温室効果ガスのうち、本市の事務事業において主に排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンの4種類を対象とします。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の対象となる温室効果ガスとしては、次に示す7種類がありますが、第4次プランでは、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の3種類は本市における排出はないため、対象としません。

図表4 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量当たり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量当たり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量当たり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量当たり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない。）。 二酸化炭素と比べると重量当たり約23,900倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない。）。	

出典：環境省「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・改訂の手引き（平成26年3月）」

4. 計画期間

第4次プランの計画期間は、平成28年度から令和4年度までの7年間とします。

5. 基準年度

第4次プランの基準年度は、平成26年度とします。

6. 対象範囲

第4次プランの対象範囲は、学校や指定管理者制度導入施設、無人施設、市外施設を含む、府中市の全事業拠点の事務及び事業とします。

7. 計画で用いるガイドライン

第4次プランは、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」（平成26年3月）及び「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成23年10月）並びに環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（平成27年5月）に従って策定します。

また、第4次プランで用いる温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数を活用し、第4次プランで用いる温室効果ガス排出量の単位は、二酸化炭素換算で積算します。

8. 計画の公表

第4次プランの内容及び取組状況等は、府中市エコ・レポート等を通じて広く市民に公表します。

第3章 温室効果ガス削減目標

1. 全体目標

第4次プランでは、令和4年度までに、温室効果ガス総排出量を28%以上削減することを目標とします。

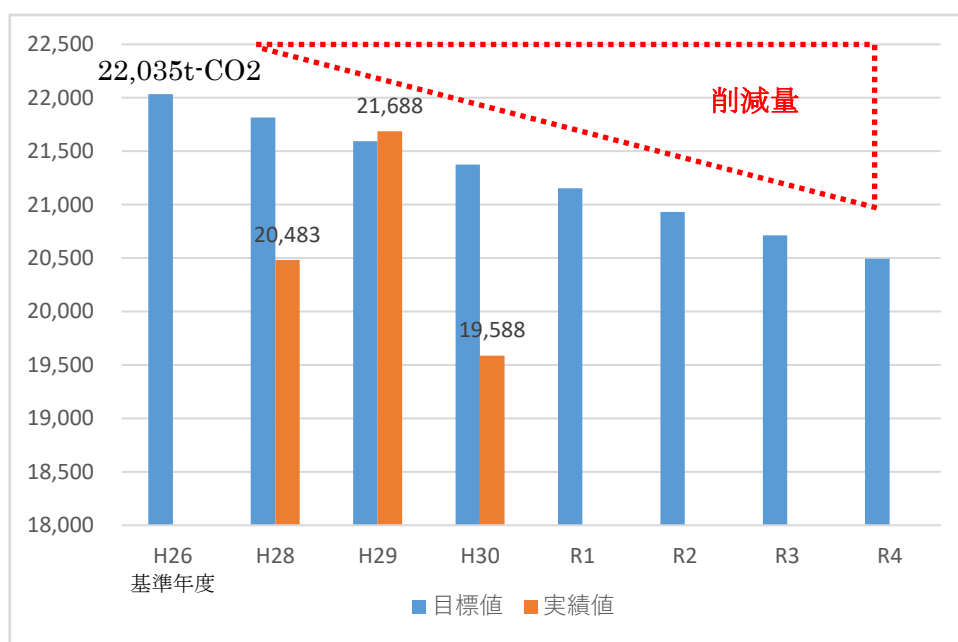
ただし、計画期間中に新設された学校給食センターは、全体目標には含めず、別途個別目標を定めて温暖化対策を推進することとします。

また、武蔵府中ル・シーニュに新設された市民活動センタープラッツについては、全体目標に組み込みます。

全体
目標

計画期間中に温室効果ガス総排出量を28%以上削減します。

図表5 温室効果ガス削減イメージ（全体目標）と経過実績



計画期間中の削減量が、基準年度の排出量の28%以上に相当します。

※基準年度の温室効果ガス排出量は、計画期間中に廃止が予定されている第一・第二給食センターと学校給食洗浄センターを除いた上で、指定管理者制度導入施設など、第3次プランでは対象範囲に含まれていなかった施設を含めた平成26年度の温室効果ガス排出量です。

〔 このため、2ページの図表2に示した平成26年度の温室効果ガス排出量と数値が異なります。 〕

2. 個別目標

平成29年度に新設された学校給食センターの稼働に伴って温室効果ガス排出量は大きく増加したため、単純に全施設を対象とした目標を設定した場合、実行計画による職員の取組努力量が結果に反映されにくくなってしまふことから、学校給食センターにおいては、個別目標を設定し、省エネルギーに関する取組を励行します。

個別 目標	学校給食センターから排出される温室効果ガス排出量を、旧給食センターを含む該当施設の原単位比で2割以上削減します。
------------------	--

また、計画期間中に新設（武蔵府中ル・シーニュに新設された市民活動センタープラッツを除く）及び大規模改修される施設からの温室効果ガス排出量については、具体的な数値目標は設定しませんが、設計・建設・運用に際しましては、可能な限り創エネルギー・省エネルギーに努めることとします。

3. 環境負荷低減行動に関する目標

第4次プランの対象範囲で実施される事務及び事業に伴う環境負荷を低減するため、環境負荷低減行動に関する目標を次のとおり設定し、省エネルギー・省資源などに係る各種の取組を推進します。

図表6 環境負荷低減行動に関する目標

環境目的	環境目標	
省エネルギーの推進	エネルギー消費量（原油換算）の削減	次表のとおり
省資源の推進	紙使用量の削減	
	水道使用量の削減	
省エネルギー・省資源・公害防止	車の走行距離の削減 環境にやさしい車の使用	構成比全体の65%以上

図表7 エネルギー消費量、紙使用量、水道使用量、車の走行距離の削減目標（基準年度比）

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1%削減	2%削減	3%削減	4%削減	5%削減	6%削減	7%削減

第4章 取組内容

1. 基本的視点

府中市職員エコ・アクションプランにおける環境負荷低減行動は、市職員のみならず、市が実施する事務事業の関係者である施設管理者・利用者・来訪者のほか、公共工事などの取組を含むこととし、温室効果ガス排出量削減のために、それぞれの立場での環境に配慮した取組を励行します。

(1) 共通の取組

1) 日常の取組項目

全職員を対象とするものであり、市の事務事業の実施に伴う環境負荷低減行動のほか、日常生活でも自主的、積極的に取り組みます。

2) 課独自の取組項目

各課で1項目以上の取組項目を挙げて実施します。

環境負荷低減に関するものであれば、各課の状況により、予算の必要性の有無、取組内容の大小、環境貢献などにかかわらず実施できます。

(2) 施設等での取組 **重点**

市の施設においては、照明器具や空調設備の見直しを行い、施設の建て替えや改修時に省エネルギー型の設備の導入を進めます。また、日常取組項目の中から、各施設の特性に応じて、特に重点を置いて取り組む項目を示し、定期的に職員によるチェックを行います。

(3) 推進事務局の取組

推進事務局は、環境問題全般や日常的に実践できる具体的な環境負荷低減行動等のテーマを扱った職員向けの説明会や研修会を実施するなど、様々な手段で職員等へ意識啓発を行います。

(4) 公共工事の取組

公共工事については、業者に委託して実施する工事であっても、環境への負荷や影響をなるべく抑えて実施するよう指導または要請します。

2. 具体的な環境配慮行動の例示

(1) 共通の取組

温室効果ガスの排出抑制のためには、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、第4次プランでも、引き続き次に示す取組を励行します。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・クールビズ、ウォームビズなど快適に過ごせる服装の心がけ
	・室内の冷暖房温度の適正化（夏28℃、冬19℃）
	・会議室の冷暖房の適正化（会議開始10分前まで冷暖房を使用しない）
	・人のいない部屋での空調の不使用
	・外気の導入による空調の使用抑制
	・ブラインドやカーテンの利用による空調の効率化
給排水・給湯	・湯水の使用の適正化（湯水を流しながら使用しない）
	・必要な場合以外での湯の使用抑制
照明	・昼休み、就業前後、残業時の不必要な照明の消灯
	・会議室の照明の適正化（会議開始まで照明を使用しない）
昇降機	・階数の差が3階までは、上りのエレベーターに乗らない
	・下りのエレベーターには乗らない
事務機器	・OA機器の適正使用（未使用時の電源OFF、省エネモードの設定など）
	・コピー機の適正使用（未使用時の電源OFF、省エネモードの設定、退庁時には主電源を切るなど）
	・シュレッダーの適正使用（未使用時の電源OFF）
公用車	・公用車使用時のエコドライブの実践
トイレ	・トイレの便座シートやウォシュレットの温度設定の適正化（使用時は目盛りの下端を標準設定、土日等は電源OFFなど）

（参考）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例「温暖化対策メニュー」

【省資源の推進に関する取組】

項目	取組内容
用紙類	・両面コピーや裏面利用の徹底による紙の使用量の削減
	・必要最低限の枚数の印刷、コピーの実践
	・ファイリングシステムの徹底による紙の使用抑制
	・庁内LANなどの有効活用による連絡時の紙の使用抑制
廃棄物、 リサイクル	・ごみ減量やリサイクルのルール徹底
	・使い捨ての箸、スプーン等の不使用
	・封筒の再利用、有効活用
自動車使用	・毎週水曜日のノーカーデーの実践
	・自動車使用時のアイドリングストップ
物品購入	・レジ袋は受け取らない
	・物品の購入は必要最小限にする
	・環境にやさしい商品の購入

(参考) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例「温暖化対策メニュー」

(2) 施設等での取組 **重点**

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、エネルギー消費量の少ないものに交換することは、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。

また、設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも大きな効果を得ることができます。

施設の管理者は、温室効果ガスの排出抑制のため、次に示す取組を推進します。また、施設で勤務している職員は、施設を管理する職員の取組に積極的に協力します。

【設備保守対策の取組】

項目	取組内容
照明設備	・ランプ等の定期的な清掃・交換
空調・換気設備	・中央熱源機器等の定期点検の実施 ・空調・換気フィルターの清掃・点検
給湯設備	・ボイラー等の定期点検の実施 ・ボイラー等の空気比の調整

(参考) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例「温暖化対策メニュー」

【設備導入対策の取組】

項目	取組内容
照明設備	・屋内高効率照明の採用
空調設備	・空調の冷温水配管の保温の実施 ・蒸気バルブ等の断熱強化 ・高効率パッケージの採用(個別方式)
事務機器	・トップランナー機器の採用
再生可能エネルギーの導入	・太陽光発電設備の導入 ・太陽熱利用設備の導入 ・地中熱ヒートポンプの導入 ・バイオマス設備の導入
その他	・更新に合わせた高効率機器の採用

(参考) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例「温暖化対策メニュー」

(3) 推進事務局の取組

推進事務局は、職員共通の取組に加え、次の取組も実施します。

1) 実行計画の推進

全庁的に温室効果ガス削減の取組を形骸化させることなく、継続的に実施していくには、継続的な意識啓発と基礎的な情報提供が欠かせません。推進事務局は、環境問題全般や日常的に実践できる具体的な環境負荷低減行動等のテーマを扱った職員向けの説明会や研修会を実施するなど、様々な手段で職員等への意識啓発を行います。

また、推進事務局は、各部署の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、第4次プランの実現に向けた施策・事業等の素案を検討するとともに、地球温暖化対策の取組状況等について、更なる取組を推進します。

この他に推進事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策の取組状況について、市民に分かりやすい形で公表します。

2) 地球温暖化対策等の推進に関する支援措置の検討

本市では、長く温室効果ガス総排出量の削減に取り組んでおり、既往方策だけでは下げ止まりの現象を見せる可能性もあります。推進事務局は、関係各所の取組状況を鑑み、更なる温室効果ガス排出量の削減を実現するための対策を検討し、温室効果ガス排出量の削減を推進します。

また、職員の意識の高揚や行動の率先的实践、施設における設備機器の更新など、省エネルギーの推進に有効な情報の発信・提供に努めます。

3) 計画期間中の公共工事に対する環境配慮型設計の推進

第4次プラン期間中には、府中市役所新庁舎の着工など、今後の本市におけるエネルギー消費に対して大きな影響を与えると予想される公共工事が予定されています。推進事務局は、こうした新たな施設や構造物の建築計画に対して、積極的な環境配慮型設備の導入などを設計段階から促すことで、将来的な温室効果ガス排出量の抑制を図ります。

4) 公共工事等の取組

公共工事等を実施する部署に対し、建設リサイクルへの取組、事業実施場所での緑化の推進・自然の再生などに率先して取り組み、環境負荷を抑えた公共事業を実施するよう促します。

第5章 計画の進行管理

本市では、府中市職員エコ・アクションプランに基づく環境負荷低減行動を積極的に推進するための「仕組み」として、ISO14001を「仕様」とした府中市環境マネジメントシステムを構築しています。

第4次プランは、府中市環境マネジメントシステムの職員向け簡易版である「府中市エコ・ハンドブック」で進行管理を行います。

府中市エコ・ハンドブックに基づき、社会経済や環境等の変化に応じた目標の見直しを行うとともに、目標達成度や監査結果を踏まえた取組の見直しを行います。



第4次府中市職員エコ・アクションプラン
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成28年3月
（令和3年3月 一部改訂）

■発行 府中市生活環境部環境政策課
〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地
TEL: 042-335-4196
FAX: 042-361-0078